

「九州地域食育推進協議会」設置要領

1. 趣 旨

近年の食生活を巡っては、食の簡便化指向が増大し、外部化・サービス化が進む中で、栄養バランスのかたより、欠食や孤食の増加等の食生活の乱れ等により生活習慣病が増加するとともに、家庭生活での「食」に関するコミュニケーションが不足し、望ましい食生活や食習慣を身につける機会が減少している。また、BSEの発生、食品の不正表示、無登録農薬使用問題等の発生により、食品の安全に対する国民の信頼がゆらいでいる。

このような中で、一人一人が「食」に関する情報を正しく理解し、健康で安全な食生活の実現を図るために、子どもの頃から「食」について関心を持ち、自ら考える習慣を身につけさせる「食育」を推進することが重要な課題となっており、九州農政局においても、食生活指針の普及・定着、「食事バランスガイド」の普及・活用のための取組を行ってきたところである。こうした中、食育基本法が施行され、様々な主体が行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ展開されることが期待されている。

このため、「食育」に携わる多様な関係者が連携を強化しつつ、九州地域の特性を踏まえた食育活動を効果的に推進するため、九州地域食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 協議事項

協議会は、次の事項について協議する。

- (1)九州地域の特性を踏まえた「食育」推進の基本的な方針に関すること。
- (2)「食育」の普及・定着に関すること。
- (3)「食育」の取組体制に関すること。
- (4)「食育」推進のフォローアップに関すること。
- (5)その他事項。

3. 構 成

- (1)協議会は委員をもって構成する。
- (2)委員は、食育についての専門的知識を有する者の中から、九州農政局長が委嘱する。
- (3)委員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。
- (4)協議会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (5)協議会の事務局は、九州農政局消費・安全部に置く。

附則 この要領は、平成15年10月22日から施行する。

附則 この要領の改正は、平成17年11月4日から施行する。